

國學院大學學術情報リポジトリ

〔学生懸賞論文発表〕〔佳作論文〕清代中期における書院の「官学化」と科道官

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田子, 晃矢, Tago, Koya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000397

清代中期における書院の「官学化」と科道官

田子晃矢

はじめに

明末、書院は儒学の発展を背景に乱立し、明朝政府は反政府運動の温床となることを危惧して、統制を強めた^①。その姿勢は清朝政府にも踏襲され、順治帝は生員による結社及び政治運動を禁止し^②、その後の康熙帝も凡そ書院の設立や保護を奨励することをなかつた^③。次第に皇帝に権力が集中していく雍正初期においても、官僚が妄りに書院に関与したり官職を離れて書院を造つたりすることは禁じられ、ただ義学のみが私学として認め

られていた^④。こうして、書院は長い冬の時代を経験した。

しかし、雍正帝は、治世の終盤に差し掛かった雍正十一年（一七三三）年に至って、これまでの書院政策の方針を一転させ、書院の設立や省會書院に対する帑金千両の交付等を奨励した。乾隆帝もこの方針を維持したため、一般的に、これを以て書院の「官学化」と看做す。「官学化」といっても、制度面と学術面とがあるが、本稿が主に対象とするのは制度面である。

『清史稿』によれば、その後、府州県学の有名無実化を背景に、清朝における教育の中心は書院へと移行していく^⑤。雍正帝は、書院の奨励に踏み切った動機として、名誉を求めて虚栄を張つ

ていた官僚が善政に務めるようになったこと、或いは読書応募者も利益を競って騒ぎ立てる慣習を退ける様になったことを挙げているが、真意は不明である。

書院の「官学化」の原因を追究する先行研究として、荒木敏一氏は、雍正帝による書院奨励の背景には府州県学教員の職務怠慢があったとし、府州県学教員規定の改正との関係を論じた⁽⁷⁾。同様の視点として、水上雅晴氏は、乾隆帝による書院奨励の要因を府州県学が科挙対策機関と化していた点に認められた上で、考証学者阮元の詁経精舎での教育は、科挙における作論重視の風潮を背景としていたことを明らかにした⁽⁸⁾。このような先学の指摘により、教育の中心が府州県学から書院へと移行していく要因として、教員の資質が大きく関わっていたことが窺える。

さらに、教員の資質ということから言えば、朱漢氏・鄧洪波両氏は、二十一の省會書院の内の一つである湖南省の岳麓書院において、乾隆期の院長が一樣に進士であることを指摘している⁽⁹⁾。

筆者は、両氏の指摘を参考に表一を作成し、岳麓書院院長の資質に四点の傾向を認めた。

一、本省者が多数だが隣省者もいる

二、乾隆初期以降は全員進士である

三、進士の内「翰詹科道」^{かんぜんかどう}出身者が多数を占める

四、院長の任期に統一性がない

乾隆初期以降、院長ポストの価値が上昇したことに疑いはなく、注目すべき現象である。この現象がこれほど短期間に生じるためには、上からの強い権威付けが不可欠であっただろう。

しかし、従来の研究では、これを裏付けるような規定を十分に明らかにできておらず、政府が理想とする院長の資質については、雍正十一年⁽¹⁰⁾と乾隆元年⁽¹¹⁾の勅諭で語られる「文行兼優」や「經明行修」といった曖昧な人物像から未だに脱却できていない。

従って、本稿の第一の目標として、前掲の四つの傾向をもとに具体的な書院院長規定を確認することを掲げる。その際、書院の階層性⁽¹²⁾に留意して、岳麓書院と同じく省會書院である粵秀書院^{えうしゅう}を例にとつて論を進めることとする。

同時に、規定を確認するといっても、品級考の枠に収まらないため、書院院長を官制内に取り込む上では、既存の制度や積習を柔軟に応用したことが想像される。そのような書院院長の資質に合致する積習の一つとして、筆者は、昇進を待機する科道官(六科給事中、各道監察御史)の存在があったと考える。

それは、「官学化」以降の岳麓書院院長の経歴に「翰詹科道」^{かんぜんかどう}

第一章 「官学化」後の書院院長規定

一、粵秀書院を例として

まず、院長の出身について考える。

広東省の粵秀書院は、その他の省會書院とは経緯を異にするため、状況の変化を読み取りやすい。粵秀書院については、正音教育研究の一環として研究が進んでおり、既に雍正十年（一七三二）には西南部地域（主に福建・広東地方）出身者に官話を習得させることを目的とした「正音書院」の一つとして公認されていたことがわかっている。当時は、院長の資質について具体的な規定はなく、ただ官話を話せない本省者が院長となることを防ぐために、隣省者であることが求められていた。¹⁵⁾ 翌年、粵秀書院は省會書院として認められると、ある程度全体的な書院院長規定に則ることとなる。

そして、乾隆元年（一七三六）、礼部は院長の出身について次のように決定する。

書院院長は、應に督撫學臣に行令して、悉心・採訪せしめ、本省と隣省とに拘はらず、亦た已仕と未仕とを論ぜず、

但だ品行方正・学問博通なるを擇ばしむべきのみ。素より士林の推重を爲す者は、禮を以て相ひ延し、慶餼を厚給して安心なる訓導を得せしむ。¹⁶⁾

雍正十年の決定とは打って変わり、本省者と隣省者とに拘らず、尚且つ任官経験も問わないという。五年も経たずにこの変わりようであるから、混乱は必至であろう。

『道光』粵秀書院志』によれば、同年に廣韶学政王丕烈は粵秀書院の院長人事について確認を取り、それに対して礼部は次のように述べる。

大省の人文は旺盛であり、主講席者を招くのに困ることはない。従って、本省の人を以て師長とすればよい。しかし、掌教者は未だに情実にとらわれている。これでは、受教者は囑託しないわけにもいかず、奔走するばかりである。造士に自身の名譽を結びつけるのは道義に反し、悉く成功することはない。そうは言うものの、国境の省において、経術に精通し条理を弁えた人物を招くことを願えば、別省や道路ことから招聘することになり、難しい。それに、遠く離れては至急に対応できない。従って、九卿への勅

旨を仰いで、近頃及第した進士・挙人のうち、品行端方・学問淹貫であり最深を理解する者から、各々三人挙げて吏部に送らせ、ご引見賜わることとする。知県試用の例に照らすことを請い、該部より本人を隣省の書院に赴かせる。該督撫は礼を以て待遇し、廩餼を優給せよ。¹⁷⁾

これにより、粵秀書院においては、「官学化」以降の院長にあたる資格として、進士と挙人が想定されていたことがわかる。加えて、資格を有していても不誠実な者が多いとの理由で勝手に延請することを認めず、吏部の審査と皇帝の引見を経ることが求められた。ここで御眼鏡に適った者は、「知県試用」の例に照らして院長となり、督撫から廩餼（扶持・手当）を支給された。「試用」とは、督撫による臨時の上奏を受けて、皇帝が人員を地方に「分発」し、缺員を埋めさせることである。

概ね「試用人員」に該当するのが、「候選官」である。「候選官」とは、すでに任官の資格を有しながら特定のポスト（缺）への就任を待機している人員であり、缺員が出れば吏部の銓衡と上奏引見を経て任命されることとなっていた。ここでは、近頃及第した進士・挙人を対象としているため、初任を待機している「候選官」を「分発」すると理解できる。「分発」された

人員は、能力次第でそのまま該当ポストを授けられることもあれば、督撫が他の人員を「分発」するよう再度請う場合もあった。既に地方官庁で特定のポストの「在外候補（外補）」となっている人員とは異なり、「候選官」が任命されるポストは必ずしも限定されないため、そのうちのひとつとして書院院長が想定されていたと考えられる。¹⁸⁾

一方で、必ずしも初任を待機している「候選官」のみが、院長に相応しいと見做されたわけではなかった。礼部の見解とは別に、乾隆帝自身も書院院長にあたる人員を規定している。『道光』粵秀書院志』によれば、同じく乾隆元（一七三六）年、乾隆帝は次のように述べる。

六年を以て期と爲し、進士は應に陞すべきを以て即ち用い、舉人は應に得べきの缺を以て即ち用いよ。請ふこと有りて仍ほ書院に留むる者は、再び六年俟ちて果たして始動終怠無ければ、進士・舉人には議敘を遞加し、倘し職に稱はざる者有れば、咨回して別に揀發（候選官の任用）を請へ。¹⁹⁾

まず、院長の任期は、府州県学教員と同じく六年であること

を確認している。任期を満了した院長は、「議叙」によって評価を下され、留任か否かを判断されるが、これについては次章の冒頭で事例を確認する。

次に、乾隆帝は、「進士は應に陞すべきを以て即ち用い」よ、という。「應陞」とは、官僚の昇進人事において用いられる言葉で、推陞される資格を有することである。「陞」とは、品級に関わらず一段上とみなされる官職に進むことであり、陞任や陞用などと言う。凡そ官僚が「應陞」となるためには、前職において、予め定められた歷俸年限（任期）を満たす必要がある²⁰⁾。京官の場合は、事故等の期間を除いた三年間である。

また、「應陞人員」は、大きく三者に分類される。単に歷俸年限を満了した者を「陞轉人員」、陞任缺が空き次第ただちに陞任の機会を得る者を「即陞人員」、大計で優秀の評価を受けた者を「卓異人員」という。「即陞人員」と「卓異人員」は、論俸することなく「應陞」と見做された²¹⁾。

このように、乾隆帝は、前職の功績等により陞任条件を満たしているにも関わらず、それが適わない人員をただちに院長として登用するように求めていたことがわかる。このことは、以降で確認する岳麓書院の院長規定にも通じると考えられる。

さらに論を進めるにあたり、官僚人事の前提として、「陞」

と同様に官職の任命を意味する「補」と「轉」についても確認しておく必要がある。

まず、「補」とは、単に官職の任命を意味する単語ではあるが、より限定すると、様々な事情（患病・終養・丁憂・降革・出差等）で原官を離れていた者が、官庁に関係なく再び職掌を有することか、或いは地方官庁で職掌を持たずに特定のポスト（缺）に欠員が出るのを待っている者が、機会を得て督撫の判断と上奏によって職掌を有することをいう。両者ともに、職掌を有していない期間は「候補官」と呼ばれる。

一方、「轉」とは、官庁と品級を同じくして職掌を移すことである。例えば、同じく都察院に属する監察御史から給事中に移る場合は、これにあたる²²⁾。

二、岳麓書院を例として

書院院長の出身・資格・任期についての政府の見解は、以上で述べてきた通りである。それでは、乾隆初期以降の岳麓書院院長の経歴に、「翰詹科道」つまり翰林院・詹事府・六科給事中・各道監察御史の諸臣が並ぶことは、どのように理解すべきだろうか。この要求に応える一史料として、『(同治)嶽麓書院續志』に乾隆五年（一七四〇）の勅諭がある。

朕は翰詹科道の諸臣に命じて、毎日經史の講義を進呈せしむ。原より聖賢の精蘊を採めて致治を爲さんと欲すればなり。甯ろ人の本道は、學術を統めて該へざる所無きも、亦た往きて貫かざる無かれ。而して兩年來諸臣は、經史を條挙し、各おの所見に就きて説を爲す。而るに未だ宋儒の性理諸書を將て、切實に先儒と相ひ表裏するを敷陳する者有らず。蓋し近來詞章の學に留意する者は、尚ほ人に乏しからざるも、心理の學を究むる者は、蓋し諸臣に即く鮮し。〔中略〕今の經を説く者は、間或いは漢唐の箋疏の説と夫の典章制度とを援引す。漢唐の諸儒には考據を傳述する所有り、固より廢す可からず。而して經術の精緻には、必ず宋儒を得て参考せよ。〔中略〕朕願はくは、諸儒は宋儒の書を研精し、以て六經の闡奧にして涵泳なるに上溯し、從容・優游として漸漬し、灼と爲すを知り、實と爲すを知得し、明體達用を得んことを。以爲らく、啟沃の資治は、心もて身を修めて以て教化の本を端し、將た國家もて端人正士の用を収むと。而して先儒の性命の旨、世道人心に功有るは、家國・天下に顯著なり。朕には諸臣に厚く望むところ有るなり。

まず、「翰詹科道」の諸臣は經史の研究に邁進すべきである、ということが勅諭から窺える。そして、それは政治に応用してこそ価値があると考えられていた。即ち乾隆帝は、考証學を理想として揺るぎない眞実を追求し、これを以て德行正しい士を育成し登用することによって、國家を治めようとした。従つて、「翰詹科道」は研究・教育の担い手として、書院はその実践の場として期待されていたと考えられる。

一方で、疑問も生じる。元々經史の研究に従事する翰林院・詹事府の諸臣のみならず、本来「稽察」や「言官」の働きを有する科道官までもが、勅諭の対象とされているのはなぜであろうか。以降、科道官に限定して分析を加えることとする。

まず、それぞれの定員については、六科給事中は滿漢各十二人、各道監察御史は滿漢各二十八人で、掌印給事中・掌印監察御史は六科・各道に滿漢各一人であった。監察御史は清初より都察院に設けられた機関であるが、雍正元年にはそれまで独立機関であった給事中も都察院の管轄下に組み込まれた。これに期に、科道官は職責を同じくし、俱に獬豸冠と補服を身に着けるなど、同一性を強めることとなる。即ちその有様は、「稽察の責は平均を覺ゆるに庶く、言官・禮服も亦た畫一に歸」する

という具合であった。

科道官の「稽察」とは、主に王公・大臣・官員等を稽查し、或いは祭祀・典禮や郷會試に際して監察を担うことである。但し、科道官は「俱に出派せず、竊かに思へらく今一品大臣自り、以て各衙門に至らんと」と、評される点には注意が必要である。⁽²⁶⁾

「言官」機能は、皇帝権力が強まるにつれて低下していくとされる。黨武彦・西村嘉史両氏は、科道官の政策提言数は乾隆前期をピークに減少していき、乾隆後期には言路が閉ざされていたことを明らかにしている。⁽²⁷⁾そして、科道官は目立った功績を挙げずとも昇進には影響しなかったとするが、恐らくそれも影響して多数の昇進待機者の存在が問題化する。

科道官は、京官の主要昇進ルートである「内陞外轉」に属する。小野達哉氏によれば、「内陞外轉」とは、六科給事中・各道監察御史・吏部司官（郎中・員外郎・主事）を対象とした人事のことで、「内陞」は四品京堂職（正卿・少卿クラス）へ、「外轉」は各省道員へ陞る昇進ルートである。「内陞外轉」には、品級が同等であっても格式の上下が決められており、「内陞」のルートとしては、下から「員外郎（従五品）—郎中（正五品）—監察御史（従五品）—掌印監察御史（従五品）—給事中（正

五品）—掌印給事中（正五品）—鴻臚寺少卿（従五品）—光祿寺少卿（正五品）—通政使參議（正五品）」というのが基本となっていた。これらを累進していくことで四品京堂職に至り、さらに功績を挙げれば巡撫や侍郎へと昇進することが可能だったため、「内陞」の方が価値も競争率も高かった。⁽²⁸⁾

「内陞外轉」上の停滞者の存在は、清初より問題となっており、政府は、規定と実情の不釣り合いを解消する必要性に迫られていた。その対策の一つとして、書院院長への転用があったと筆者は考える。

第二章 鴻臚寺少卿羅典と候補候選

一、鴻臚寺少卿羅典

羅典（一七一九—一八〇八）、字は徹五、號は慎齋、湖南省湘潭原出身である。乾隆十二（一七四七）年の郷試で第一等となり、十六（一七五二）年の殿試で第二甲の進士となつて庶吉士に用いられた。翌十七（一七五二）年に翰林院編修となり七年間務めた後、二十四（一七五九）年からは江南道監察御史を六年間務めた。三十（一七六五）年からは四川学政を三年間務め、京師に戻つてからは科道官を歴任して、終に四十七

(一七八二)年より岳麓書院院長を二十七年間務めた人物である。⁽²⁹⁾

〔光緒〕欽定大清會典事例〕には、羅典にまつわる乾隆五十九(一七九四)年の議准があり、乾隆元年の勅諭を遂行していることが、すでに林友春氏等によつて指摘されている。⁽³⁰⁾

湖南巡撫姜晟は、掌教の任期を満了して成效有る者を以て議叙を請給しました。一摺には、「湖南省城の岳麓書院は、乾隆四十七年に湘潭県出身の原任鴻臚寺少卿羅典を延請しました。院において訓課すること六年、明らかに原則を満したため、前巡撫浦霖は、該院長に成效有ることを以て吏部に議叙を照例させ、並びに書院に留まつて掌教することを声明させるように奏請しました。今再び六年の任期満了に至り、羅典の学行を審査するに、非常に訓誨するところ尠らず、実に成效が有りました」と、あります。今二期満了に至り、紀錄二次を許されたい。⁽³¹⁾

湖南巡撫姜晟は、六年の任期を満了した羅典を審査して「議叙」を奏請した。その結果、羅典は実績を評価されて「紀錄二次」を与えられ、その上で三期目の任務に当たろうとしている。

筆者が今一度羅典を取り上げるのは、乾隆五十九年の議准に見える「原任鴻臚寺少卿」という羅典の肩書きを明らかにするためである。「翰詹科道」から逸した肩書きの背景を明らかにすることで、「内陞外轉」と書院院長人事に連続性を確認できるだろう。

鴻臚寺とは、参賀・賜宴・内外臣謁見等の儀礼祭祀を司る中央官庁である。羅典は、乾隆五十九年の時点で鴻臚寺少卿(漢各一人)の肩書きを帯びているが、議准の通り現職は湖南省の岳麓書院院長であり、京官である鴻臚寺少卿の実職に就いていないことは明らかである。そのため、「原任鴻臚寺少卿」は、羅典の官僚としてのステータスを表しており、書院院長を官制内に取り込むことを可能にする指標であると理解すべきである。

二、「即陞人員」への褒賞とその効用

「原任鴻臚寺少卿」という肩書きを明らかにする上で、第一に「原任」について理解する必要がある。「原任」については、先に少し述べた「即陞人員」規定に見える。

通常、官僚は歷俸年限を満了すことで、陞任という一番基本的なステータス上昇の資格を得る。しかし、上位の官職や主要昇進ルートともなれば競争相手が数多くおり、たとえ歷俸年限

を満たしていても、特簡(勅命)・開列(吏部の列挙した有資格者の中から勅任)・月選(籤引きによる候補候選)等を経ずして任用されることは適わなかった。前任で功績を挙げて歴俸年限を満たしたにも関わらず、陞用されない者を「即陞人員」と呼ぶ。そして、「即陞人員」は大きく「現任注冊」、「補授新任注冊」、「原任注冊」の三つに分類される。

「現任注冊」の人員は、陞任の代替策として原官に留まったり、原官に適う缺に転じたりする場合が多く、「停止者」と呼ばれる。

「補授新任注冊」の人員は、「降調(降級調用)」・「終養(親の終焉を看取る)」・「丁憂(親の喪)」等によって、一時的に原官を離れている。「坐補原缺(坐補)」状態の者であり、事由が明ければ再び任官の資格を有する「候補官」である。特に、「終養」は「告假」とも扱われ、申告し易いためか、書院院長の回籍理由によく見られる。回籍理由がわかる岳麓書院院長のうち、王文精・羅典・歐陽厚均は、「終養」によって回籍している。

「原任注冊」の人員は、「休致」状態にあり、概ね自身の老いや病気のために既に官職を退いた者のことである。

これら「即陞人員」には、陞任を授けることは適わなくとも、功績に応じて褒賞を与える必要はある。それを可能にしていたのが、「加級」・「紀錄」である。「議叙」によって実績を認めら

れた官僚は、歴俸年限に関係なく「加級」・「紀錄」を与えられ、ステータスを部分的に上昇させることが可能であった³³⁾。

以上から、羅典は「終養」によって回籍した後、乾隆五十九年時点では「休致者」として「原任」に処遇されていたことがわかる。同時に、書院院長を「議叙」によって評価する規定は、「即陞人員」規定に由来すると考えられる。「議叙」の結果、羅典は「紀錄二次」を与えられ、ステータスの一部上昇を果たした。

「加級」・「紀錄」の効力は、多方面に渡る。例えば、昇進人事において陞任の優先度を高めることができたり、「降級」・「罰俸」のようなステータス低下を相殺することができたり、後年には補用を免れたりすることができた³⁴⁾。

他方で、「加級」・「紀錄」とは別に、官僚の労績に対する褒賞として「加銜」というものもある。大野晃嗣氏によれば、官僚は、正俸や礼服の指標となる「銜」と、実際に担うべき職務である「缺」とを併せ持つことで、「本官」を構成していた。「加銜」は、「缺」はそのままに「銜」のみを上昇させることで、功績有る官僚の地位を部分的に上昇させる事を可能にし、将来の昇進にも利する働きを有していた。昇進人事の停滞や適切な後任を得られないなどの理由で、職務を留任せざるを得ない場

合に与えられることが多い。また、「本官」の外に付与される場合と、「銜」そのものを上昇させる場合とがあり、後者は「陞銜」とも呼ばれる⁽³⁴⁾。

「加銜」の例として、咸豊帝は、官職を離れて書院院長になろうとする刑部主事で象州出身の鄭君に、恩賞として「五品卿銜」を「加銜」した上で、院長となることを認めている。これにより、「五品卿銜刑部主事象州鄭君」となった。離官して書院院長になろうとする者には、昇進に有利に働くことは意味を持たないため、ここでの「加銜」は、単に正俸と礼服を上昇させることを意図しているであろう。時期は不明だが、羅典も恩賞として得たであろう「四品銜」を「加銜」されている⁽³⁵⁾。

三、「内陞外轉」の条件

「原任」について説明したところで、羅典が鴻臚寺少卿を冠するに至るまでを順に追っていきたいところだが、そもそも手許の史料では、羅典が鴻臚寺少卿の実職に就いていたことは確認できない。その要因は、「内陞外轉」の性質に関わるため、次にその規定について説明する。

乾隆五（一七四〇）年、「内陞外轉」について以下のように定められた。

内升外轉官は、均しく品級考を按じて在任候補に註冊す。内升に係る者は、候缺具題す。外轉者は、必ずしも投文・驗到せず、亦た必ずしも已未五十五日を隔つるを論ぜず、單月（單月急選）に於いて遇缺先補す。其れ未だ得缺を経ざる以前に、如し丁憂・告假・降革・事故に遇ひ、後に服滿・假滿・開復を経て應升を有するに遇へば、即ち升補を具題す。單月應轉員缺にも亦た即行轉補す。一時に應升應轉の缺無きの若きは、仍ほ其の原官をして補用せ令め、在任候升とす⁽³⁷⁾。

科道官を含む「内陞外轉」では、品級⁽³⁸⁾考上缺出可能な人員は、歷俸年限等を問題とせず一様に「在任候補」とされた。そのため、人員の不足・充足に応じて轉任や陞任を判断された。ただし、「内陞」において陞任を果たそうと思えば、まず「候缺（官職の缺員を待つ）」を題奏し、それを認められて陞任缺の「候選官」となる必要があった。この時点で、実質的に「銜」のみは陞任缺のものに陞る。

小野氏は、康熙年間以降、停滞する「内陞外轉」への対策として、止むを得ず官位のみを進めた上で現職に留まらせる慣行

が広まるとする⁽⁹⁾。つまり、「在任候補官」が陞任缺の「候選官」となった後に、引き続き原官において補用されることが多くあり、このような人員は「在任候陞」とされた。

しかし、「在任候陞官」は、引き続き原官で成果を挙げても、陞任缺に空きが出ない限り陞任は果たせないため、「丁憂」「告假」「降革」「事故」等を理由に原官を離れる者が存在した。原官を離れても、陞任缺に欠員が出て尚且つ事由が明ければ、陞任の機会を得ることができたため、陞任に不利に働くということはなかったのである。

少々時代を下った道光十七（一八三七）年には、事由の明け「候選官」を五品京堂職に缺出させることが常態と化している。

嗣後、内閣滿洲侍讀學士・通政使司參議・光祿寺少卿・鴻臚寺少卿、並びに内閣蒙古侍讀學士、各項京堂缺出は、
輪かわるがわる部員升用に應へしむ。⁽¹⁰⁾〔中略〕此項の人員は、引見

時に於いて患病・告假もて扣除せる者なり。侍班（任官の種別）に照らすことを著て議處（過失に対する処分検討）を例するに到らず、再び京堂缺出に遇ふ。仍つて該員を將て保送（推薦）し、另行・更換するを得ず。如し有いは保

送後に連次患病・告假する者には、該部は參辦を照例して以て規避を杜とげ⁽¹¹⁾。

五品京堂職に缺出するためには、止むを得ず一度官職を離れる必要があったが、官僚はその間も原官に照らして食俸を支給されたため、従来通りの生活は保証されていた⁽¹²⁾。とはいえ、それを利用して不正に暇を請うことは認められなかった。

それでは次に、以上の規定を念頭に「内陞外轉」の事例を確認する。

四、鴻臚寺少卿への開列

「在任候補」時の羅典は、二つの題本に確認できる。

まず、羅典が学政の任期を終えてから三年後の乾隆三十六（一七七二）年六月二日、鴻臚寺少卿への開列が行われた⁽¹³⁾。

鴻臚寺少卿朱續經は光祿寺少卿に陞任す。員缺をして應補せ遣むる所は、品級考を査して内開す。鴻臚寺少卿は從五品に係るものにして、京堂由り翰・銓・科・道・謫（事故）官、大理寺・左右寺丞を開列具題す。陞任に如し人無ければ、方あまねく六科掌印給事中・給事中・各道監察御史を

以て通行開列す。

今應補應陞には俱に人無し。是を以て將に人員を通行開列せんとするに、職名は正本内に繕入し、其れ降級等按ずる者有れば、即ち應陞人員の例に照らして扣除す。

この開列では、鴻臚寺少卿の「應補應陞」つまり「候補候選官」がいないことを確認し、「方かた六科掌印給事中・給事中・各道監察御史」つまり「在任候補官」を開列することとした。

続けて、「在任候補官」として三十五人の漢員科道官が開列された。そこには、掌江南道監察御史羅典が含まれている。しかし、結局鴻臚寺少卿となったのは、吏科掌印給事中曹學閔であった。

次に、羅典の動向は、翌乾隆三十七（一七七二）年六月七日の題本にも確認できる。⁽⁴⁾

この題本では、「内陞外轉」の規定がどのように変遷したのかを確認しつつ、今回は「内陞外轉」を行わないとする。

まず清初から経緯を説明する。

漢科員内陞外轉事、伏して定例を査するに、科員は毎年捌月に壹員を内陞して壹員を外轉す。

漢道内陞外轉事、伏して定例を査するに、監察御史は毎年貳月に壹員を内陞して壹員を外轉し、捌月に壹員を内陞して壹員を外轉す。

雍正元（一七二三）年二月十六日には、科道官を一樣に開列するように改められた。

嗣後、科道官員の内陞外轉は、必ずしも歷俸年限に拘定すべからず、俱に開列を行ふ。

以降、科道官が論俸することなく一斉に開列されることとなり、先の「在任候補」の規程は、ここに由来すると推測できる。そして、乾隆十六（一七五一）年五月二十六日には次のように決定された。

科道は近く臺垣たいげん（都察院と六科の併称）に列ね、優絀ゆうしゆう（優劣）は尤も見易き爲り。自ら不時に擢用す可し。而るに定例の内陞外轉は、給事中は則ち壹年壹次にして御史は則ち壹年兩次なり。逢ふ毎に時を奏請するは、康熙雍正年間自り以て今日に至る。亦た率おほむね降旨すれども、停止者多く、

毎年いんねんに増す。此の題奏は治理に繁文にして、亦た無益なり。嗣後、内陞外轉は、參年に壹次を擧行するを著もつて例と爲すことを著きたむ。

給事中は一年に一度、監察御史は一年に二度あつた陞任の機會は、徒勞であると思はれ、以降どちらも三年に一度の実施が原則となつた。

しかし、前年に臨時で鴻臚寺少卿への缺出を行つたことが影響してか、この年の「内陞外轉」は行われなかつた。従つて、この題本の目的は、乾隆三十四（一七六九）年五月二十六日から三十七（一七七二）年五月二十六日まで、「在任候補」であつた三十七人の漢員科道官の現状を報告することにあつた。そこには、「工科給事中羅典、湖南長沙府湘潭縣人、乾隆拾陸年進士、由江南道監察御史、於乾隆參拾陸年柒月初肆日、補授工科給事中、食科俸拾個月零貳拾貳日」とある。前年に掌江南道監察御史として鴻臚寺少卿に開列された羅典であつたが、その後、工科給事中となつていた。

以上から、雍正元年以降、科道官は歷俸年限に拘ることなく誰でも五品京堂職に陞任する可能性を有するようになったとはいえ、掌印給事中まで進まない限り陞任する可能性は極めて低

かつたと言へる。「清朝御史題名録」によれば、羅典は史料掌印給事中も務めたようだが、それ以上は言及できない。

五、書院院長への転身とその待遇

工科給事中となつてから四年後の乾隆四十（一七七五）年、後進の嚴如煜げんじよきによれば、羅典は「終養」を以て回籍する。

乙未いつび、熱河に扈蹕こひび（行幸に従う）するに、純皇帝は、奏對の旨に稱かなひ嘉獎せる者を召見す。再び諸大臣に諭して曰はく、羅典は是れ正經老實の人なり、と。會なだま先生は太恭人（四品官の母の称号）の春秋（年齢）高きを以て終養を請ふ。大學士金壇きんたんは補山孫公（？）に公語して曰はく、君は慎齋と善よく、上しやうは方に郷（嚮）用せんとす。曷なんぞ慎齋もて少しく留とどむることを語らんや、と。先生曰はく、某は既に終養を以て請俸し、一時榮遇して中輟ちゆうたすれば、則ち前請は偽りなり。中に憚おそらず何を以てか聖明を事とせんや。卒に請ひて歸承・色笑あきせんとすれども、年餘にして太恭人は壽終す。蓋なんぞ一歳九遷（昇進の早い喩）を以て高堂（父母）の一日の歡びに易かへざらんや、と。先生は制を以て一世を藪名げいめい（極まり）すると雖も、而れども精神專注

するは則ち經に在り。⁽⁴⁵⁾

羅典は、当時について次のように述べる。

南園⁽⁴⁶⁾は擬復(上奏)す。(乾隆帝は)陳情・乞養を命じて、孝治・鴻慈を邀^ませしめ、翁と母との餘季に待るを得せしむ。宦游(官僚)として曠缺⁽⁴⁷⁾の所に補して用^ゆゆ。

「曠缺(官)」とは、実質を伴わない「缺」のことである。従つて、羅典は、乾隆四十年には「候缺」を許されて鴻臚寺少卿の「候選官」となっており、その状態で「終養」のために回籍することとなったと考えられる。その後も「候選官」の状態は保持されるが、羅典は、それを書院院長に転ずるといふ形で利用した。

回籍から七年後の乾隆四十七(一七八二)年、羅典は岳麓書院院長となり、さらに六年後の五十三(一七八八)年には院長の任期満了に至った。正月二十日、湖南巡撫浦霖は、羅典に「議叙」を施すことを上奏した。これに乾隆帝が応える。

嶽麓書院掌教原任鴻臚寺少卿羅典を將^もて、部をして議叙

せ交^しめ、以て鼓勵⁽⁴⁸⁾を示す。本年現に郷試正科を舉行するに届^{いた}り、士子は雲集す。應に仍ほ羅典を留めて院に在りて掌教し、以て訓迪⁽⁴⁹⁾に資せんことを請ふべし。

羅典は、乾隆五十三年には「原任」として待遇されていたことがわかる。これは「候補候選官」から「休致者」に変わったことを意味する。その契機は、「丁憂者」が書院院長となることを禁じられていたことを考えると、「終養」から「丁憂」に変わる頃であると考えられる。

このように、羅典が岳麓書院院長に至るまでの経緯を辿ったが、院長への就任の前提として、正従五品並の待遇が約束されていないければ、政府と官僚双方の利害は一致しない。

朱漢民・鄧洪波両氏によれば、乾隆年間に岳麓書院院長が得ていた年収は、銀四百六十五兩と米二十二石で、その内束脩三百六十兩と薪水七十七兩が大部分を占めていた。これは、書院が「官学化」する以前より慣例として行われていた、学生からの謝礼金である⁽⁵⁰⁾。この指摘を踏まえつつ、官学化以降の院長の金銭的な待遇についても、今後明らかにする必要がある。

このことは、羅典が晩年に「廣養生説示兒紹祁」の中で述べ、「出身自^より京職を守」という意識の根源にも関わるだろう。

おわりに

二兒の紹・祁に命じて、其の役を董たださしむ。予に讀書の聲有るを聞き、或いは偶聚して從遊・談文すれば、輒ひんち稟ひん詞を作らしむ。相はひ規はりて云はく、久視は神を傷つけ大聲は氣を傷つく。男は身を以て試験して其の然るを信じ、蓋し初めて以爲らく囑おも快かなりと。而るに神氣の皆病なるを知らざるなり、と。其の説は未だ非を厚くす可からず。而して實に見地を有する能はざるは、豈に人にして泥象・木偶に比ぶるを以て養を得ると爲さんや。予は嘗て漢書を讀むに、王吉の昌邑王を諫むる疏中に稱すらく、休すれば則ち俯仰屈伸して以て形に利し、進退歩趨して以て下を實たし、新を吸ひ故を吐きて以て臟を練り、專意積精して以て神を適とのふ、と。四語は實に養生の要なり。予は出身自り京職を守れども、凡そ齋戒・陪祀するが當とくとらざる靡なき者なれば、即ち今掌教歴二十七年なり。

本稿を通じて、膨れ上がる人員と限られたポストの狭間で、乾隆帝が「候補候選官」を書院院長として有効利用しようとする様相を明らかにした。それは、「官学化」する上で書院の階層性に対応することも可能にしており、規模や格式に応じて、粵秀書院では初任を待機する進士・举人、岳麓書院では「翰詹科道」の諸臣を最適な人員と見做していた。

科道官が岳麓書院院長に転身する原因を考察すると、彼らが総じて「在任候補」として扱われており、官位を進める上で通常官僚に求められる歷俸年限を満たす必要がなかったことが一因として認められた。この措置は、「内陞外轉」の停滞に対応するために雍正元年以降行われるようになったが、同時に離官規制の緩和にも繋がり、間接的に「終養」等で回籍する者を誘発していた。このような背景をもとに、政府は科道官を岳麓書院院長に就任させ、研究・教育の向上と「内陞外轉」の停滞の解消を企図していたと考えられる。

羅典の場合は、「候缺」として鴻臚寺少卿まで官位を進めたが、陞任することは適わず、科道官の「候補官」或いは鴻臚寺少卿の「候選官」として「終養」に帰し、後に院長に就任していた。

この場合、離官中の羅典は、鴻臚寺少卿として吏部に注冊されることになる。

院長の任命の際には、督撫の上奏と吏部における当該者の注冊を以て皇帝の裁量を仰ぐことが求められていた。書院院長は、品級考の枠に収めずに人物重視の銓衡を行って「銜」に照らして待遇されたため、そういう意味では、学政等と同様に「差官」に類するものとして認識されていたと考えられる。その対象の限りにおいて、書院の「官学化」という評価は的を射ていると言える。

注

- (1) 大久保英子『明清時代書院の研究』（国書刊行会、一九七六）第三章。
- (2) 『嘉慶 欽定學政全書』卷二、学校規條、順治九（一六五二）年題准、「刊立臥碑置於明倫堂之左曉示生員」。
- (3) 『嘉慶 欽定學政全書』卷二、学校規條、康熙四十一（一七〇二）年、「御製訓飭士子文頒行直省各學」。
- (4) 『雍正 硃批諭旨』卷五十一、雍正三（一七二五）年九月初六日湖北巡撫法敏、蕭昉撰『永憲錄』（中華書局、一九九七）卷二下。原文は次の通り（以下史料の原文は註で記しておく。「…禁官員去任造生祠書院。現在者留爲義學。延師授徒、以廣文教。…」）。
- (5) 『光緒 欽定大清會典事例』卷三百九十五、禮部、學校、各省書院、雍正十一（一七三三）年。原文は「各省學校之外、地方大吏、每有設

立書院、聚集生徒、講誦肄業者。朕臨御以來、時々以教育人材爲念。但稔聞書院之設、實有裨益者少、而浮慕虛名者多。是以未嘗教令各省通行。蓋欲徐徐有待、而後頒降諭旨也。近見各省大吏、漸知崇尚實政、不事沽名邀譽之爲、而讀書應舉之入、亦頗能屏去浮囂奔競之習。則建立書院、擇一省文行兼優之士、讀書其中、使之朝夕講誦、整躬勵行、有所成就。俾遠近士子、觀感奮發、亦興賢育材之一道也。督撫駐劄之所、爲省會之地、著該督撫商酌舉行、各賜裕金千兩、將來士子羣聚讀書。豫爲籌畫、資其膏火、以垂永遠、其不足者、於在公銀內支用。封疆大臣等、並有化導士子之職、各宜殫心奉行、黜浮崇實、以儲國家、著裁核之選。如此則書院之設、有裨益於士習民風、而無流弊、乃朕之所厚望也。欽此。遵旨議奏。各省會城書院、直隸曰蓮池、江蘇曰鍾山、曰紫陽、浙江曰敷文、江西曰豫章、湖南曰嶽麓、曰城南、湖北曰江漢、福建曰鼇峯、山東曰濼源、山西曰晉陽、河南曰大梁、陝西曰關中、甘肅曰蘭山、廣東曰端溪、曰粵秀、廣西曰秀峯、曰宣城、四川曰錦江、雲南曰五華、貴州曰貴山。

- (6) 『清史稿』卷一百六、志十一、選舉一、學校一。原文は「…備學浸衰、教官不舉其職、所賴以造士者、獨在書院。…」。
- (7) 荒木敏一「直省教學の制を通じて觀たる雍正治下の文教政策…清初の學官教職の一考察」（『東洋史研究』第十六卷・四号、一九五八）。
- (8) 水上雅晴「詰經精舍と乾嘉の学」（『中国哲学』第二十二号、一九九三）。
- (9) 朱漢民、鄧洪波『岳麓書院史』（湖南大學出版社、二〇一七）、360。
- (10) 『光緒 欽定大清會典事例』卷三百九十五、禮部、學校、各省書院、雍正十一（一七三三）年。原文は既載。
- (11) 『光緒 欽定大清會典事例』卷三百九十五、禮部、學校、各省書院、乾隆元（一七三六）年。原文は「…該部即行文各省督撫學政、凡書院之長、必選經明行修、足爲多士模範者、以禮聘請生徒、必擇鄉里秀異

沈潛學問者。肄業其中、其恃才放誕恣不羈之士不得濫入。書院中酌仿朱子白鹿洞規條、立之儀節、以檢束其身心。仿分年讀書之法、予之程課。使貫通乎經史、有不率教者、則擯斥毋留。學臣三年任滿、諮訪考覈、如果教術可觀、人材興起、各加獎勵。六年之後、著有成效、奏鄧洪波議叙。諸生中材器尤異者、準令薦舉一二、以示鼓舞。

- (12) 鄧洪波「中國書院教育の階層性」(猪野毅訳、『中国哲学』第三十五号、二〇〇七)。

- (13) フィリップ・A・キューン『中国近世の靈魂泥棒』(谷井俊仁・谷井陽子訳、平凡社、一九九六) 第九章政治的犯罪と官僚制的独裁制、独裁君主の官僚支配。

- (14) 片山兵衛「近世中国の書院について—西南部地域を中心にして」(『日本の教育史学・教育史学会紀要』第十八号、教育史学会機関誌編集委員会、一九七五)。片山氏によれば、正音書院の制度は、乾隆初期には衰退し、正音教育の場合は義学へと移行していった。

- (15) 『雍正』硃批諭旨』卷二百九上、雍正十(一七三二)年五月二十七日署理廣東巡撫臣楊永斌。

- (16) 梁廷楠『道光』粵秀書院志』(趙所生、薛正興『中国歴代書院志』第三冊、江蘇教育出版社、一九九五) 卷之九、師席表、乾隆元(一七三六)年。或いは『光緒』欽定大清會典事例』卷三百九十五、禮部、學校、各省書院、乾隆元(一七三六)年。原文は「書院院長、應行令督撫學臣、悉心採訪、不拘本省與隣省、亦不論已仕與未仕、但擇品行方正學問博通、素爲士林推重者、以禮相延、厚給糜餼、俾得安心訓導。…」

- (17) 梁廷楠『道光』粵秀書院志』卷之九、師席表、乾隆元(一七三六)年。原文は「但大省人文充盛、主講席者、不無無人。惟是以本省之人、爲之師長。秉教者、未免瞻徇、受教者、不無囑託、以致馳騫聲氣、要結名譽於造士之方、卒鮮成效。至於邊遠省、分求其藝術甚深文理優瞻者、輒難其選欲聘請於別省又每以道路、殷遠急切未能延。至仰祈勅下九卿、

於近科進士舉人内、有品行端方學問淹貫知之最深者、各舉三人會送吏部引見。請照知縣試用之例、仍由部簡發本人隣省之書院。該督撫、以禮相延、優給糜餼」。

- (18) 坂口舞「題補制と外補制…清代雍正期における地方官の任用改革」(『洛北史学』第十八号、洛北史学会、二〇一六)。

- (19) 梁廷楠『道光』粵秀書院志』卷之九、師席表、乾隆元(一七三六)年。原文は「以六年爲期、進士、以應陞即用、舉人、以應得之缺即用。有請仍留書院者、再俟六年、果無始勤終怠者、進士舉人、遞加議敘、倘有不稱職者、咨回另請揀發」。「應得之缺」については、例えば内閣中書が該当するだろう。『光緒』湘潭縣志』卷五、鄧鄒列傳によれば、鄧湘圃は道光年間に舉人となつて湘潭県学の教諭に就任したにも関わらず、職務に精を出さずに自ら霞城書院を設立し、官職を退いて院長になることまで望むようになった。巡撫や学政の反対を押し切つて患病を告げると、内閣中書を捐納で得て官職を退いた。また、『明清檔案』第二百二十一卷、A23110、乾隆三十九(一七七四)年七月二十九日、戸部尚書永貴等「捐内閣中書照小京官之例學習行走由」には、「…：捐納小京官、不論雙單月即用者、加捐銀四百兩、筆帖式、加捐銀二百二十兩。准其先在部院各衙門學習行走、支給公費不與俸祿者、願赴鄉會試者、仍准赴試等語臣等。伏查小京官内、只有中書科中書二缺。…」とある。捐納で内閣中書を得ると、學習行走として公費によって待遇されつつ、他所に職掌を有することが想定されていた。

- (20) 『光緒』欽定大清會典事例』卷六十九、吏部、漢員升補、京官計俸、康熙二十六(一六八七)年議准。原文は「小京官與外官、較俸升轉者、連開二年滿後、算作三年。遇應升員缺升用、未經年滿者、不準升轉」。

- (21) 伍躍「中国の捐納制度と社会」(京都大学学術出版会、二〇一〇)、第四章・第五章。

- (22) 狩野直喜「清朝の制度と文学」(みすず書房、一九八四)、清朝制度、

官吏、銓選。

(23) 丁善慶「(同治)嶽麓書院續志」巻首、新典、乾隆五年上諭。原文は「朕

命翰詹科道諸臣、每日進呈經史講義。原欲探聖賢之精蘊爲政治。甯人
之本道統學術、無所不該、亦無往不貫。而兩年來、諸臣條舉經史、各
就所見爲說。而未有將宋儒性理諸書、切實敷陳與先儒相表裏者。蓋近
來留意詞章之學者、尚不乏人、而究心理學者、蓋鮮即諸臣。…今之說
經者、間或援引漢唐箋疏之說夫典章制度。漢唐諸儒、有所傳述考據、
固不可廢。而經術之精緻、必得宋儒參考。…朕願諸儒研精宋儒之書、
以上溯六經之闡奧涵泳、從容優游漸漬、知爲灼、知得爲實、得明體達
用。以爲**淑沃**之資治、心修身以端教化之本、將國家取端人正士之用。

而先儒性命之旨、有功於世道人心者、顯著於家國天下。朕於諸臣有厚
望焉」。原文中の「明體達用」については、佐藤仁「胡瑗の「明体達用」
の学について」(『宋代の春秋学・宋代士大夫の思考世界』研文出版、
二〇〇七)に詳しい。佐藤氏によれば、「胡瑗は、詩賦を廢して聖人
の体用を明らかにすることを政教の基本とする明体達用の学を唱え、
その門下から多数の人材が輩出して官学界で活躍し」た。

(24) 黨武彦「清代の翰林院―清初から嘉慶期まで」(『専修大学人文科学研
究所月報』第百九十四号、専修大学人文科学研究所、二〇〇一)。
(25) 『乾隆』大清會典』巻八十一、都察院。

(26) 『明清檔案』第百二十四冊、A2297。乾隆四十(一七七五)年七月
日不詳之二、都察院左都御史張若澐等。原文は「…若遇皇上陞殿、稽
查王大臣官員等、行禮凡祭壇廟朝、會一應典禮攸關之處、俱派御史
稽察。再鄉會等監試、亦出派御史稽察。其給事中、同一稽察之責。
而於此等處、俱不出派、竊思今自一品大臣、以至各衙門。…從前左都
御史左副都御史監察御史、以及廳員筆帖式等、俱穿解多補服。後經御
史條奏、將廳官筆帖式等、俱不准穿用解多補服、改爲六品八品補服。
向因給事中等、未經歸併都察院、所以仍穿用五品補服。今既作爲一體、

有稽察之責。如蒙皇上天恩、今給事中等、穿用解多補服。若遇皇上陞

殿、稽察王大臣官員等、行禮祭太廟社稷天地壇大祀、給事中御史等、
俱互相出派稽查。再鄉會等監試、亦俱出派稽查。外其小考監試後、管
稽察之責。及稽查循常祭祀等事、仍著派御史等、稽查如此、則科道等
朝會謝恩。及稽查循常祭祀等事、仍著派御史等、稽查如此、則科道等
稽察之責、**庶覺平均**、而言官禮服、亦歸畫一矣。…」。

(27) 黨武彦・西村嘉史「清代都察院の政治的機能について―雍正・道光期
における科道官の政策提案事例を中心に―」(『熊本大学教育学部紀
要・人文科学』第五十五号、二〇〇六)。

(28) 小野達哉「清初の漢人官僚と人事政策の志向―内外互用・内陞外轉の
關係から見た」(『東方学報』第八十六号、京都大学人文科学研究所、
二〇一一)。

(29) 先行研究には、楊布生「岳麓書院山長考」(華東師範大学出版社、
一九八六)、四四羅典がある。史料は、蘇樹蕃編『清朝御史題名録』(文
海出版社、一九六七)、82頁。原文は「羅典、字輝(徽)五、號慎齋、
湘潭人、乾隆辛未科進士。由翰林院編修、考選江南道監察御史、轉工
科給事中吏科掌印、陞鴻臚寺少卿。錢貫甫編『清代職官年表』(中華
書局、一九八〇)巻四、学政、会試考官、鄉試考官。

(30) 林友春「清朝の書院教育」(『学習院大学文学部研究年報』第六号、学
習院大学文学部、一九九九)。李国鈞『中国書院史』(湖南教育出版社、
一九九四)第十八章、等。

(31) 『光緒』欽定大清會典事例』巻三百九十五、禮部、學校、各省書院、
乾隆五十九(一七九四)年議准。原文は「湖南巡撫姜晟、奏掌教期滿、
著有成效、請給議叙。一摺、湖南省城嶽麓書院、於乾隆四十七年、延
請湘潭縣原任鴻臚寺少卿羅典。在院訓課六年、居滿經、前撫臣浦霖、
以該院長著有成效、奏請交部照例議叙並聲明留院掌教。茲又屆六年期
滿、查羅典舉行、兼訓誨不倦、實有成效。今屆二次期滿、應准其紀錄
二次」。

(32) 『光緒』欽定大清會典事例』卷六十九、吏部、漢員升補、即升加級紀錄、順治年間定。原文は「凡官員因勞績加級紀錄、不論俸滿即升各官。除已經病故革職者不叙外、現任官員、準於見任注冊。降調終養丁養候補者、準於補授新任注冊。休致者、準於原任注冊。如有解任議處等官、竣事結之日、再行議叙。其已經升任各官、應叙加級紀錄、亦準與升任注冊。如前任之功、應準即升者、於升任內準紀錄四次。如前經議叙即升、尚未升任後、復有前任之功、應準即升者、亦於升任內改為紀錄四次。」

(33) 五躍前掲書第五章。大野晃嗣「清代加級考：中国官僚制度の一側面」(『史林』第八十四号、史学研究会、二〇〇一)。「光緒」欽定大清會典事例』卷六十九、吏部、漢員升補、即升加級紀錄、光緒十二(一八八六)年。

(34) 大野晃嗣前掲論文参照。

(35) 陳澧「五品卿銜刑部主事象州鄭君傳」(『皇朝經世文續編』卷十四、治體七、治法下)。

(36) 『光緒』湘潭縣志』卷八、文武職加銜表。

(37) 『光緒』欽定大清會典事例』卷七十、吏部、漢員升補、科道內升外轉、乾隆五(一七四〇)年。原文は「內升外轉官、均按品級考、註册在任候補。係內升者、候缺具題。外轉者、不必投文驗到、亦不必論已未隔五十五日、於單月遇缺先補。其未經得缺以前、如遇丁憂告假降革事故、後經服滿假滿開復、遇有應升、即具題升補。單月應轉員缺亦即行轉補。若一時無應升應轉之缺、仍令其原官補用、在任候升。」

(38) 『光緒』欽定大清會典事例』卷十八、吏部、官制漢官品級。例えば、鴻臚寺少卿の場合は、六科掌印給事中・給事中・各道監察御史・六部郎中から陞任でき、内閣侍讀學士・通政使司參議・光祿寺少卿に陞任できるとされた。

(39) 小野達哉前掲論文参照。

(40) 『光緒』欽定大清會典事例』卷五十、吏部、漢員開列、京外應升官員開列、道光十七(一八三七)年。原文は「嗣後、内閣滿洲侍讀學士・通政使司參議・光祿寺少卿・鴻臚寺少卿、並内閣蒙古侍讀學士、各項京堂缺出、輪應部員升用。：此項人員、於引見時、患病告假扣除者著照值班、不到例議處、再遇京堂缺出、仍將該員保送、不得另行更換。如有保送後連次患病告假者、該部照例參辦、以杜規避。：」

(41) 『光緒』欽定大清會典事例』卷七十、吏部、漢員升補、科道內升外轉、乾隆元(一七三六)年。原文は「科道內陞外轉者、俟得缺後再離原任、其未得缺之先、仍食原官之俸、照舊辦事。」

(42) 『明清檔案』第二百一十一冊、A211106、乾隆三十六(一七七二)年六月二日、東閣大學士禮部尚書兼管刑部掌翰林院事管理吏部事務劉統勳等「曹學閔補授鴻臚寺少卿」。原文は「：鴻臚寺少卿朱續經、陞任光祿寺少卿。所遺員缺應補、查品級考內開、鴻臚寺少卿、係從五品開列。其題由京堂翰銓科道謫官大理寺左右寺丞。陞任如無人、方以六科掌印給事中、給事中・各道監察御史、通行開列。：今應補應陞、俱無人。是以將通行開列人員、職名繕入正本內、其有降級等按者、即照應陞人員之例扣除。：」。

(43) 本檔案では、この一文に先立ち「應陞人員の例」を確認している。原文は「定例開列京堂翰詹等官、將應補應陞人員、照例開列、如有降革留任等項、不合例事故、除應補人員、仍行開列坐補外。其應陞人員、即於題本內聲明扣除、至轉補、及其次應陞人員、俱逐員開列開寫、如有降革留任等項參罰、不合例事故、於本員名下註明。俱一併另行、繕單與題本、一同進呈。同様の規定は、『光緒』欽定大清會典事例』卷五十、吏部、漢員開列、京外應升官員開列、乾隆四(一七三九)年議准にも確認できる。

(44) 『明清檔案』第二百五十五冊、A215-2324、乾隆三十七(一七七二)年六月七日、都察院左都御史觀保等「内陞外轉此次著停止」。原文は「：」

漢科員内陞外轉事、伏查定例、科員每年朔月、内陞壹員、外轉壹員。……漢道内陞外轉事、伏查定例、監察御史每年貳月、内陞壹員、外轉壹員。朔月、内陞壹員、外轉壹員。……嗣後、科道官員内陞外轉、不必拘定歷俸年限、俱行開列。……科道、近列臺垣、優絀尤爲易見。自不可不時擢用。而定例内陞外轉、給事中則壹年壹次、御史則壹年兩次。每逢奏請時、自康熙雍正年間以至今日。亦率降旨、停止者多、每年徒增。此題奏、繁文於治理、亦復無益。嗣後内陞外轉、著參年舉行壹次、著爲例。乾隆十六年の規定は、『光緒 欽定大清會典事例』卷七十、吏部、漢員升補、科道内升外轉、乾隆十六（一七五二）年にも確認できる。

(45)

嚴如煜「鴻臚寺少卿羅慎齋先生傳」（『湖南文徵』卷一百十、傳四）。原文は「……乙未扈蹕熱河、純皇帝、召見奏對稱旨嘉獎者。再論諸大臣曰、羅典是正經老實人。會先生、以太恭人春秋高、請終養。大學士金壇于、公語補山孫公曰、君與慎齋善、上方鄉用、曷語慎齋少留。先生曰、某既以終養請倖、一時榮遇中輟、則前請者僞也。不憚於中、何以事聖明。卒請而歸承色笑、年餘太恭人壽終。蓋不以一歲九遷、易高堂一日之歛也。先生雖以制、數名一世、而精神專注、則在經。……」。また、羅典自身も「朱子年譜綱目序」（『湖南文徵』卷六十七、序十二）の中で、「……余自乾隆乙未歲、以歸養里居……」としている。

(46)

錢澧「羅慎齋前輩七十壽序」（『錢南園先生遺集』卷四）には、「……先生、遵以終養歸是時、天子、意方嚮用大臣、亦告以宜且留。先生、顧念先大人高年、不以萬鍾、易循陔一日樂也。……」とある。

(47)

羅典「祭錢太夫人文」（『湖南文徵』卷一百二十二、祭文二）。原文は「……南園擬復、命陳情乞養、邀 孝治鴻慈、得侍翁與母餘季。用補宦游所曠缺。……」。

(48)

『宮中檔乾隆朝奏摺』（國立故宮博物院、一九八四）第六十六輯、p.100、乾隆五十三（一七八八）年正月二十日、湖南巡撫浦霖。原文は「……將嶽麓書院掌教原任鴻臚寺少卿羅典、交部議叙、以示鼓勵。本年

現屆舉行鄉試正科、士子雲集。應請仍留羅典在院掌教、以資訓迪。……」。

(49)

『光緒 欽定大清會典事例』卷三百九十五、禮部、學校、各省書院、乾隆三十（一七六五）年。蘭山書院は「丁憂」の人員を書院院長として延請したが、礼に反するとして認められなかった。前掲の「祭錢太夫人文」によれば、羅典の母は乾隆五十四（一七八九）年三月二十三日に亡くなっている。

(50)

朱漢民・鄧洪波前掲書、232p.

(51)

羅典「廣養生說示兒紹祁」（『湖南文徵』卷十九、說二）。原文は「……命二兒紹祁董其役、聞予有讀書聲、或偶聚從遊談文、輒作稟詞。相規云、久視傷神、大聲傷氣。男以身試驗、而信其然、蓋初以爲囑快。而不知神氣之皆病也。其說未可厚非、而不能實有見地。豈以人而比於泥象木偶、爲得養邪。予嘗讀漢書、王吉諫昌邑王疏中稱、休則俯仰屈伸以利形、進退步趨以實下、吸新吐故以練臟、專意積精以適神。四語實養生之要。予自出身守京職、凡當齋戒陪祀靡不到者、即今掌教歷二十七年。……」。班固撰・顏師古注『漢書』（第十冊、中華書局、一九七〇、p.3000）卷七十二、王貢兩龔鮑傳第四十二には、「……休則俯仰詘信以利形、進退步趨以實下、吸新吐故以練臟、專意積精以適神。……」とある。